



The Chemical Company

平成 24 年 9 月 3 日

指導機関各位

BASF ジャパン株式会社
化学品・農薬統括本部
農薬事業部

ジチアノン剤の劇物指定について（施行日のお知らせ）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 7 月 30 日付文書にて前もってお知らせしておりましたが、国の薬事・食品衛生審議会における再評価の結果、ジチアノンを 50%以下含有する農薬が劇物に指定されることとなり、その施行日が判明しましたので、下記のとおりご連絡申し上げます。政令施行後は毒物及び劇物取締法の規制対象となり、劇物としての取扱い（表示、販売、保管、輸送、廃棄等）が必要となりますので、貴管内及び関係先への本件周知につきましてご協力賜りますようお願い申し上げます。

劇物表示や保管等の対応が適正になされるよう、添付のチラシ等を用いて流通、販売業者および使用者の皆様に対するの告知、啓蒙活動を十分に行ってまいります。つきましては、本剤を今後も日本の果樹生産にお役立ていただきますよう、引き続きのご指導をお願い申し上げます。

まずは取り急ぎ、お知らせとお願いまで

敬具

記

官報告示日：平成 24 年 9 月 20 日

政令施行日：平成 24 年 10 月 1 日

劇物指定対象：デランフロアブル（登録番号：第 21816 号）

注-1 劇物指定により、登録の適用作物、適用病害虫、使用基準に変更は生じませんが、別紙のとおり、注意事項の追加、変更が施行日と同日に予定されております。

注-2 製品容器および段ボールへの劇物表示に関しては、施行日から 3 か月間の経過措置期間が設けられる予定です。

以上

別紙

劇物指定にともない、デランフロアブルの注意事項が以下のとおり変更される予定です。

「人畜に有害な農薬については、その旨及び解毒方法」

(変更後) **太字**は追加または変更部分 (—)内は変更前

(1) **医薬用外劇物。取扱いには十分注意すること。**

誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。

本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。

(2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。

眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。

(3) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。

付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。

(4) 散布の際は**防護マスク** (~~農業用マスク~~)、手袋、不浸透性防除衣などを着用するとともに保護クリームを使用すること。

作業後は直ちに身体を洗い流し、**洗眼**・うがいをするとともに衣服を交換すること。

(5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。

(6) かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触を避けること。

(7) 夏期高温時の使用を避けること。

(8) **施設内で使用する場合、窓等を開放し十分に換気してから施設内に立ち入ること。**

「貯蔵上の注意事項」

(変更後)

直射日光をさけ、**鍵のかかる**なるべく低温な場所に密栓して保管すること。

以上